平成２４年（フ）第３８号
千葉県東金市台方29番地３　サンパーク東金407
債務者　白井　桃江
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第５２号
千葉県山武郡大網白里町季美の森南３丁目13番地６
債務者　國東　裕子
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第５５号
千葉県旭市後草907番地３　東葉マンション302
債務者　寺山　順子
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第８７号
愛知県犬山市大字犬山字西古券521番地２　メッツア蔵王802
債務者　阿式　昭人
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１１０号
愛知県江南市古知野町熱田129番地１
債務者　田中　公治
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１２号
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来3170番地の５
債務者　アクアサービスこと　松本　博文
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第１３号
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来3170番地の５
債務者　中岡多美子
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第８５号
香川県さぬき市津田町鶴羽1560番地12
債務者　西川　幸造
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第５６号
沖縄県浦添市牧港２丁目49番６―403号コーポマチナト
債務者　山内　清輝
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３４号
栃木県足利市江川町３丁目57番地14　メゾンドエル103
債務者　宮下　宜利
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月１日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第１４３号
川崎市中原区上小田中６丁目29番６号　堀米荘101、前住所川崎市中原区上小田中１丁目７番３号　ニイヤスカイハイム201
債務者　瓜田　　豊
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１６１号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地８―311
債務者　石田　　勉
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続廃止の申立て

次の破産事件について、破産者から破産手続廃止の申立てがあった。届出をした破産債権者は、本公告があった日の翌日から２週間以内に、裁判所に対し破産手続廃止の申立てについて意見を述べることができる。

平成２３年（フ）第１０７１３号
東京都渋谷区松濤１丁目12―８―101
破産者　佐藤　俊行
平成24年４月18日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

平成２２年（フ）第６６９号
亡藤生一郎の最後の住所群馬県伊勢崎市境保泉1186番地４
破産者　被相続人亡藤生一郎相続財産
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第８３０１号
東京都多摩市永山４丁目２番地21―105
破産者　有限会社東洋車輛エンジニヤリング
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７９４７号
東京都世田谷区上祖師谷１丁目17番７号　スカイハイツ上祖師谷206号
破産者　有限会社杉並
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８３６５号
神奈川県横浜市保土ケ谷区今井町412―５―218
破産者　多田　浩之
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部